

2021年6月4日

厚生労働大臣 田村憲久様

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)の
大幅な対象拡大を求める緊急要望書

会派 厚生労働部会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化は、国民生活に大きな影響を及ぼしており、とりわけ、低所得世帯は生活を維持することが困難な状況に陥り、追いつめられています。

このため、我々は、本年3月、生活困窮者約2,700万人を対象に1人につき10万円の特別給付金を支給する「コロナ特別給付金法案」(通称)を提出しました。

今般、政府は、ようやく、一定の要件を満たす生活困窮世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)を支給することを決定しました。

しかしながら、この支援金は、緊急小口資金等の借入額が限度額に達している必要がある等の厳しすぎる支給要件があり、対象世帯は約20万世帯に過ぎず、ほとんどの生活困窮世帯は対象とならず、生活に困窮する方々からは失望の声が多数出ています。

私たちは、今後も「コロナ特別給付金法案」(通称)の実現を求めていきますが、政府が「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」(仮称)を支給するのであれば、1人でも多くの生活困窮者が救われるよう、支給対象を大幅に拡大する必要があります。このため、速やかに以下の事項に対応するよう強く要望いたします。

要望事項

1. 「緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯」という支給要件をなくし、特例貸付を利用していない場合も対象にすること。

※緊急小口資金等はあくまで貸付制度であり、これまで借入れをせずに何とか生活してきた多くの困窮世帯が支援からこぼれ落ち、自力で頑張ってきた努力が限界に達する可能性があり、そうした世帯も支給対象にすべきである。

2. 「ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請」という支給要件をなくし、現在就労中の場合も対象にすること。

※現在就労中であるが労働時間・シフト減等により収入が減少している方や休業中なのに休業手当・休業支援金等がもらえず苦しんでいる方も支給対象にすべきである。

3. 「預貯金100万円以下」等の資産要件を見直すこと。

※そもそも正確な預貯金の把握は難しい上、世帯により事情が異なることに考慮すべきであり、要件を見直すべきである。

以上